

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

高槻市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害として地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）が想定される。
 ≪地震の災害リスク≫

高槻市域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等についての府の地震被害想定では、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、最大震度7と想定されている。

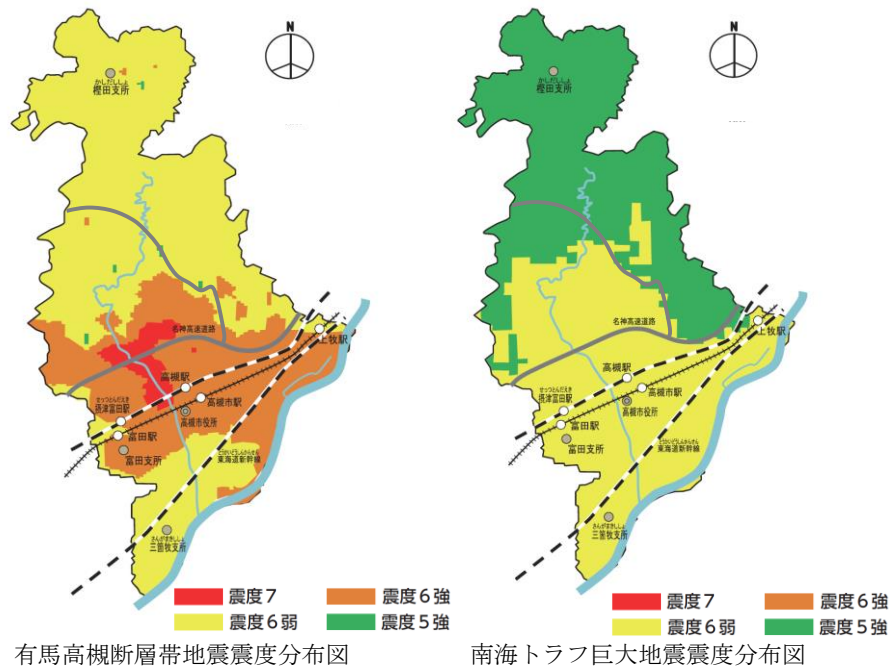
また、高槻市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定である府の南海トラフ地震による地震被害想定では、最大震度6弱と想定されており、政府の調査による地震発生確率は、30年以内に70%～80%、40年以内に90%と評価されている。次表に各想定地震による高槻市域での被害の状況及び震度分布図を示している。

想定地震			上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻 断層帯 ※1	中央構造線 断層帯 ※1	南海トラフ 巨大地震 ※2
地震の規模 ※計測震度は 府下全域分			マグニチュード [†] 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード [†] 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード [†] 7.3～7.7 計測震度 4～7	マグニチュード [†] 7.3～7.7 計測震度 3～7	マグニチュード [†] 7.7～8.1 計測震度 3～7	マグニチュード [†] 9.0～9.1 計測震度 5強～6強
建物全半壊棟数			全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟
出火件数 (炎上1日間)			5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件
死傷者数	死者	負傷者	33 人 3,123 人	0 人 46 人	156 人 2,970 人	1,081 人 4,166 人	0 人 3 人	19 人 645 人
罹災者数			57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人
避難所生活者数			16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人
ライフライン	停電		18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止		70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水		159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人
	下水道機能支障		-	-	-	-	-	12,000 人
震災廃棄物	電話不通		7,070 回線	393 回線	7,070 回線	53,028 回線	393 回線	72,000 回線
	可燃物	不燃物	168,000 トン 566,000 トン	3,000 トン 13,000 トン	278,000 トン 939,000 トン	749,000 トン 2,508,000 トン	0 トン 2,000 トン	190,000 トン

◎想定地震発生時の条件（季節、時間）： 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

※1：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成

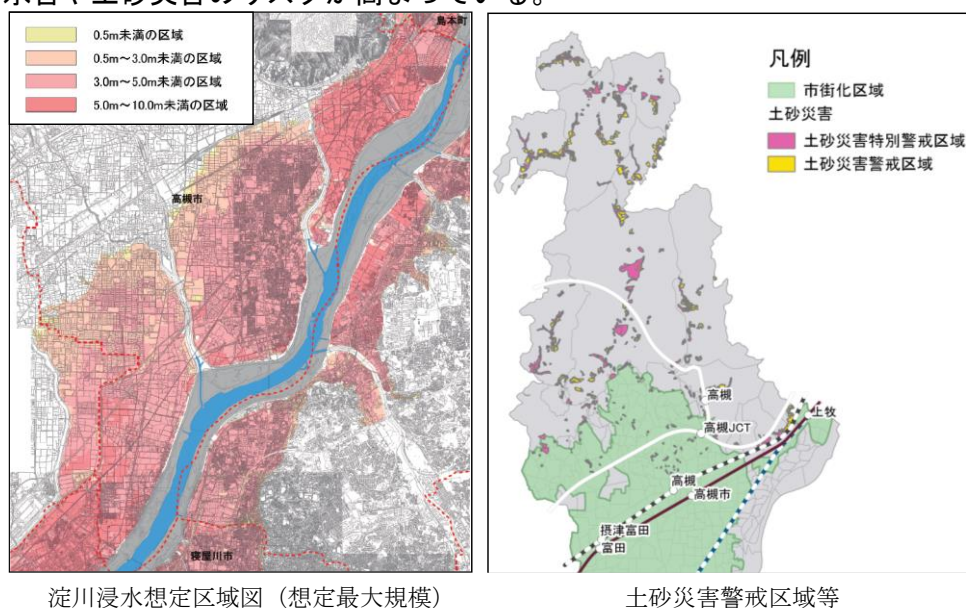
※2：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回・第5回資料）より



(参考資料) 高槻市地震ハザードマップより作成
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/49/5866.html>

《風水害（台風、水害、土砂災害等）の災害リスク》

高槻市域には、国、府が管理する一級河川が12河川、市が管理する準用河川が5河川あり、市内平野部では築堤河川となっている。主要な用排水路延長が約115km、ため池が93か所あり、降雨時には、流末の雨水ポンプ場や排水機場で河川に排水している。また、河川氾濫により国民経済上重大、又は相当な損害を生じる恐れがある河川として淀川、芥川、女瀬川、檜尾川と、市域外の安威川、水無瀬川の計6河川が洪水予報河川、又は水位周知河川として指定されている。更にJR以北の住宅地域や北部山間地域では、土砂災害のリスクが高い土砂災害警戒区域が468か所、そのうち被害が大きい土砂災害特別警戒区域が419か所指定されている。近年、地球温暖化の影響等で、降雨が頻発化、激甚化しており、台風や豪雨による内水氾濫や外水氾濫などの水害や土砂災害のリスクが高まっている。



(参考資料) 高槻市水害・土砂災害ハザードマップより作成
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/55/4004.html>

２）商工業者の状況

- ・ 商工業者数 9,448人（令和3年経済センサスデータによる）

産業分類(大分類)	事業所数
農業, 林業	21
建設業	797
製造業	401
電気・ガス・熱供給・水道業	14
情報通信業	64
運輸業, 郵便業	259
卸売業, 小売業	2,036
金融業, 保険業	113
不動産業, 物品賃貸業	849
学術研究, 専門・技術サービス業	380
宿泊業, 飲食サービス業	1,091
生活関連サービス業, 娯楽業	950
教育, 学習支援業	528
医療, 福祉	1,310
複合サービス事業	58
サービス業(他に分類されないもの)	546
その他	31
計	9,448

- ・ 小規模事業者数 5,798人（令和3年度経済センサスデータによる）

３）これまでの取組

＜高槻市の取組＞

- ・ 高槻市防災会議委員として高槻商工会議所役員に委嘱
- ・ 高槻市地域防災計画に「事業者による自主防災体制の整備」を位置付け
- ・ 事業者と災害時応援協定の締結
- ・ 災害見舞金支給条例において事業者（店舗等）に対する見舞金制度を創設
- ・ 市防災訓練や市民避難訓練において、事業者と訓練の実施
- ・ 市民防災行動目標の策定におけるステークホルダー（関係者）として商工会議所を位置付け
- ・ 高槻市防災ハンドブック、水害・土砂災害ハザードマップの作成及び全戸・全事業所配布
- ・ 事業者BCPセミナーの開催（商工会議所と共催）
- ・ 市HP、メールマガジンによるBCP策定啓発記事の掲載

＜高槻商工会議所の取組＞

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催（市と共催）
- ・ 東京海上日動火災保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 高槻市が実施する防災セミナーへの参加及び協力
- ・ 大阪府商工会議所連合会での「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づく支援体制の構築

② 課題

- ・ 高槻商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

③ 目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ100事業者

令和 7 年度：20事業者

令和 8 年度：20事業者

令和 9 年度：20事業者

令和 10 年度：20事業者

令和 11 年度：20事業者

◎実施期間中における災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：延べ19,900事業者

令和 7 年度：3,980事業者

令和 8 年度：3,980事業者

令和 9 年度：3,980事業者

令和 10 年度：3,980事業者

令和 11 年度：3,980事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、高槻商工会議所と高槻市との間における被害情報報告、共有ルートを必要に応じて適宜見直しを行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を必要に応じて適宜見直しを行う。

④ その他

高槻商工会議所の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

高槻市地域防災計画に基づき、高槻商工会議所と高槻市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや災害時の防災情報についての理解促進を図るため出前講座等を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する東京海上日動火災保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・市域を4ブロックに分割した地域にて実施している高槻市市民避難訓練や、市域全てを対象とした高槻市全域大防災訓練等にて、地震・風水害を想定した訓練を行い、高槻商工会議所や事業者と連携した訓練を実施し、事業者BCPや情報収集・共有の確認を行う。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・高槻商工会議所は、令和2年4月に事業継続計画を策定した。

f) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

g) フォローアップ

高槻市危機管理室・街にぎわい部産業振興課と高槻商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を高槻商工会議所と高槻市で共有する。)

b) 応急対策の方針決定

- ・高槻商工会議所と高槻市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

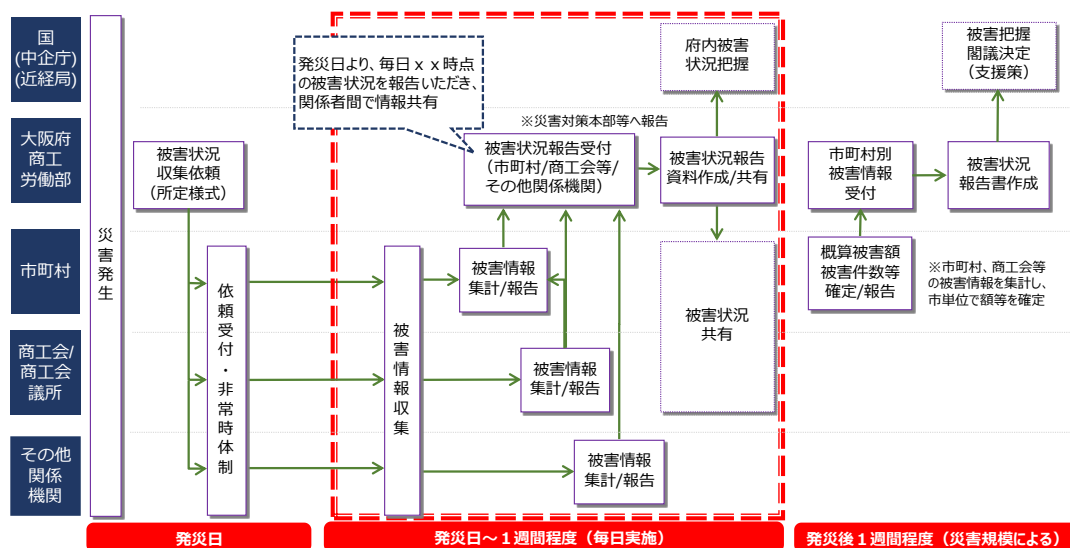
- ・本計画により高槻商工会議所と高槻市は、災害状況に応じて、最新の災害状況や被災状況を共有できるよう、出来る限り連絡を密に行う。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制 下図は、連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・高槻商工会議所と高槻市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・高槻商工会議所と高槻市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて高槻商工会議所と高槻市より大阪府へ報告する。

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、高槻市と高槻商工会議所で相談・決定する。
(高槻商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、高槻市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

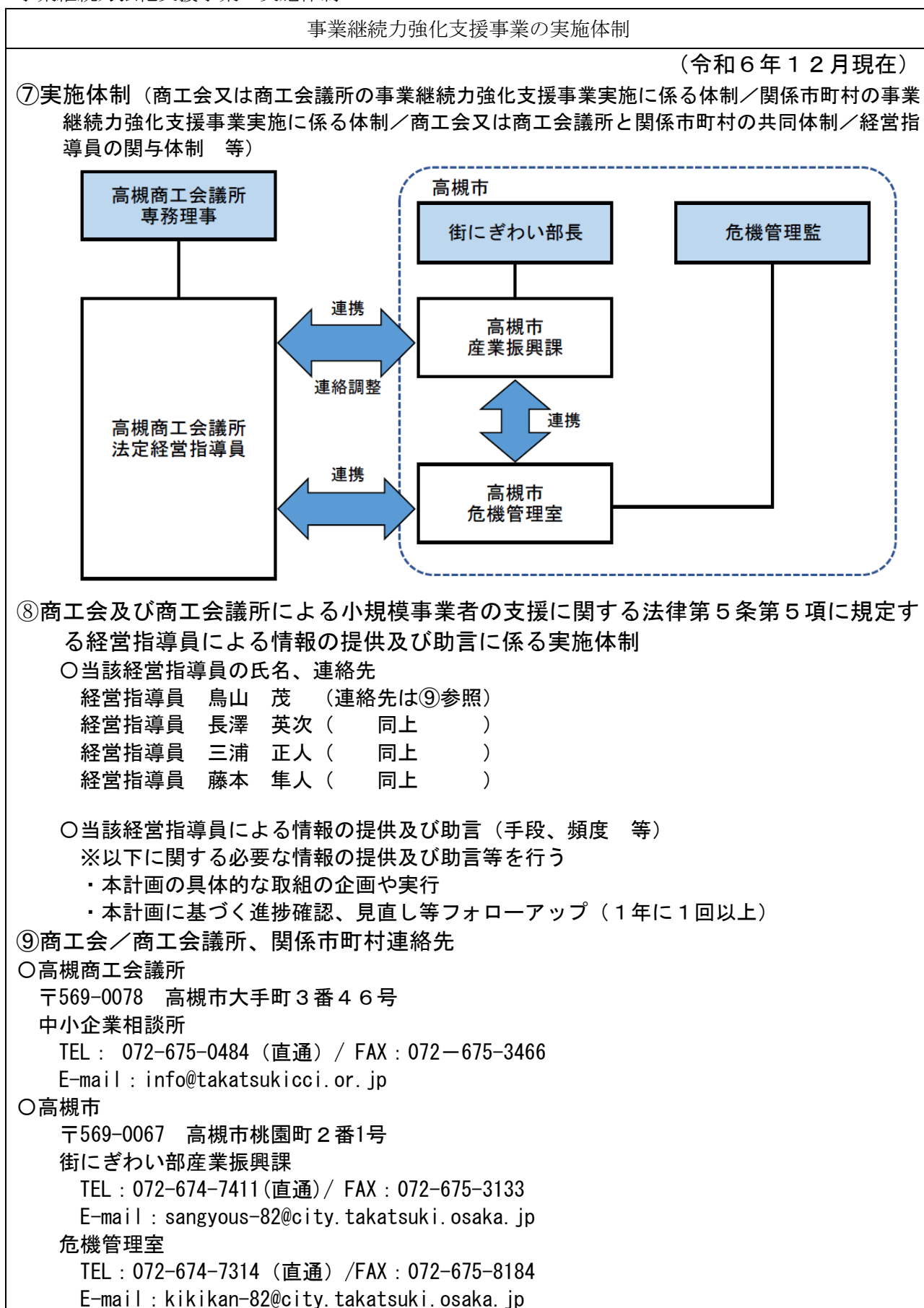
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【高槻商工会議所】

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

⑪調達方法

会費収入、高槻市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

【高槻市】

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩必要な資金の額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
災害見舞金 ※ただし、事業所以外の見舞金等も含む	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

⑪調達方法

自主財源

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 枚方支社 支社長 佐々木 勲 本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 枚方支社 〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目8番17号 TEL: 072-843-7321(直通) FAX: 072-843-3122 Eメール: isao.sasaki@tmnf.jp
ロ. 連携して実施する事業の内容
事業継続計画（BCP）策定支援事業 会員訪問と会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
高槻商工会議所・高槻市が主催する「BCP 策定セミナー」への講師派遣 ・ BCP 策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、高槻商工会議所・高槻市でのセミナーにおいても、BCP に関心のある小規模事業者へ策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP 策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。
二. 連携体制図等